

●香川県警察本部告示第6号

香川県少年警察活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県少年警察活動規程の一部を改正する規程

香川県少年警察活動規程（平成15年香川県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(少年相談専門員) 第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(スクールサポーター)</u> <u>第4条の2 香川県警察に、別に定めるところにより、スクールサポーターを置く。</u></p> <p>(少年警察補導員) 第5条 略</p>	<p>(少年相談専門員) 第4条 香川県警察に、複雑な少年相談事案の処理、少年相談（少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。）を担当する職員に対する指導及び助言その他少年相談に関する専門的知識を必要とする業務に従事させるため、少年相談専門員を置く。</p> <p>2 少年相談専門員は、警察職員（警察官を除く。）で、心理学、教育学、社会学その他の少年相談に関する専門的知識を有するもののうちから、香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が命ずる。</p> <p>(少年警察補導員) 第5条 香川県警察に、別に定めるところにより、少年警察補導員を置く。</p>

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。